

令和8年度研究開発支援事業委託業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度研究開発支援事業

2 業務の目的及び概要

本業務は、県内ものづくり企業の持続的な発展につながるよう、新技術・新製品等の研究開発のきっかけづくりから推進、販路開拓まで、効果的かつ総合的な支援を行うことを目的としている。

令和8年度においては、きらめき岡山創成ファンド支援事業等により支援した事業の事業化率のさらなる向上を目的としたフォローアップや、研究開発現場での活用が期待される第4次産業革命関連技術等の最新技術の情報収集、県内中小企業に適した技術の紹介を中心に、コーディネータによる企業訪問・企業相談対応、研究開発ニーズや技術シーズ、競争的資金の情報収集など、県内企業の研究開発を全般的に支援するものとする。

3 業務の内容

- ・コーディネータの配置
- ・研究開発現場での活用が期待される第4次産業革命関連技術等の最新技術の情報収集、県内中小企業に適した技術の紹介
- ・共同研究先のコーディネータ、技術シーズの収集等による技術的支援
- ・競争的資金の情報提供・獲得支援等による資金的支援
- ・各種研修、知財管理及び販路開拓における専門家紹介等の人材・経営的支援の橋渡し
- ・きらめき岡山創成ファンド支援事業等により支援した事業の事業化率のさらなる向上を目的としたフォローアップの実施
- ・各種コーディネータとの交流
- ・各種支援制度の説明会開催

4 業務に係る留意事項

- (1) 委託事業の実施に際して知り得た事実又は個人情報のみだりに（県を除く第三者）他に漏らしてはならない。
- (2) 業務実施に当たり入手した県内企業等の情報を企業ごとに整理すること。
- (3) 本事業における方針等の確認や情報交換等を行うための打ち合わせを随時行うこと。また、本事業について、実施した内容を記録し、四半期ごとにその内容を県へ報告すること。なお、報告書の様式等は、県が別途指示するものを利用すること。
- (4) 県が実施する他の事業（大学と連携した地域産業振興事業など）において、協力の依頼があった場合は、積極的に協力すること。
- (5) 業務実施に当たっては県の指示に従うこと。
- (6) 本事業の経理状況を明らかにするため、その支出を証する書類を整理すること。これらの書類は、本事業完了の翌年度から5年間保管し、県からの求めがある時は、県の指定する期日までに提出すること。

5 完了報告書等の提出

委託業務終了後、速やかに実績報告書等を県へ提出すること。

6 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

7 委託限度額

9, 134, 986円（消費税及び地方消費税を含む）